

18 陳情 第 29 号	新宿区政務調査費の交付に関する条例の一部改正に関する陳情
付託委員会	総務区民委員会
受理及び付託 年 月 日	平成18年3月7日受理、平成18年3月13日付託
陳情者	東京都新宿区南元町 _____ _____

(要 旨)

- 1 条例改正にあたり、会派には、政務調査費の使途について、区民に対する説明責任及び説明義務があることを条例中に明示すること。
- 2 条例第8条に規定する使途基準及び使途細目を定めるにあたっては、広く区民の意見等を聴取し、その意向を反映させること。
- 3 使途基準や使途細目を定めるにあたっては、条例第2条の規定に従って、生活費など、もっぱら議員個人に供するものと見なされるものについては除外すること。
- 4 会派は、人件費の使用に当たっては、調査研究に従事した内容や勤務状況・勤務時間等が明らかになるものを証拠書類として添付すること。
- 5 議長は、条例第11条の規定に基づき、政務調査費の適正な運用を期するため、調査体制の拡充に努めること。

(理 由)

- 1 陳情人らは、政務調査費制度に関心を持つ区民であって、平成17年第4回定例会に政務調査費の使途の在り方に関し陳情を行い、また、昨年12月26日、政務調査費に係る会派の支出に関して住民監査請求を提起し、2月24日監査委員の監査結果を受けた。

今般、政務調査費に係る支出についてより明確化を図るためとして、条例の改正が提案されているが、以下の理由を述べ、上記の要旨が採択されるよう陳情する次第である。

なお、本陳情において、先の監査請求に若干言及するが、これは、単に陳情趣旨を補足する関係上、紹介するだけのものである。

- 2 議長は、先の監査結果を受けて、「今後は、より一層、政務調査費の透明性を確保し、区民に説明責任を果たしていくために、新年度からの『政務調査費の交付に関する条例』の改正に基づき、適正に運用して行きます。」とのコメントを発表している。

しかし、改正案を見る限りにおいては、この説明責任を具体的に保障し、推進するものは、条例上明確でない。

先の監査請求において、国外視察旅行を実施した会派に関連し、議会事務局は「『視察報告書等の成果物がない。議会報告やホームページに関連する発言や記事がない。』としていますが、成果

物の作成義務はなく、会派からは『報告の方法は様々であり、現に会合の挨拶等を通じて区民に報告している。』との説明がありました。」と弁明している。(1月20日、新宿区陳述・事情聴取)

陳情人らは、この間、四半期収支状況報告書や領収書等を閲覧する機会があるが、国内外の視察結果については、形式的で詳細度に欠けるものなど様々ではあるが「報告書」を添付する会派は少なくない。しかし前出会派のように、作成義務がないことを理由にしたり、また「会合の挨拶等」でもって報告したなどという主張は、区民の感覚からいっても了解することはできず、結果として説明責任に欠けると言わざるをえない。この原因は、説明責任があることを一般的には理解していても、実際、条例上明確な規定がないからであり、これが明確になっていれば同会派もこの立場に立ち、必要な報告書など作成し、透明性の確保に貢献したと思われる。

従って、今後同様の例を生み出さないためにも、条例上に説明責任や説明義務を明文化し、その実行を担保することは重要である。

- 3 地方自治法第100条第13項は、「当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は条例で定めなければならない。」としているにも拘らず、現行条例第8条は「新宿区規則で定める使途基準」と規定している。また、今回の改正でも「議長の定める使途基準」と規定するようであり、これでは今後も地方自治法の趣旨に明らかに違反していると言わざるをえない。このことは、たとえ新宿区規則で定めようが、議長が定めようが、その意図は、区民に知らせず伝えず、また監視の及ばない密室で行うというものに他ならない。これでは政務調査費使用の「談合」、あるいは議員による「お手盛り」と言った批判がなされたとしても、不思議ではない。

実際、今回の改正に至る経緯は、昨年来の幹事長会や各会派代表者会を経て策定される、ということであり、まさに区民の目の届かないところでの「密室協議」と言われても仕方のないものである。

このたびの監査結果を「議会として、厳粛に受け止めた」(2月24日議長コメント)と言うのであれば、年間最大6,840万円にのぼる膨大な政務調査費を区民は負担するのであるから、その使途基準や使途細目等を定めるにあたっては、その内容をまず区民に知らせ、また意見を反映させることは当然である。

- 4 条例第2条は「政務調査費は、会派に対して交付する。」と規定しており、議員については交付対象としていないのであるから、規定に基づく厳格な運用が重要である。

しかし実際には、会派で交付を受けた後、その割合は不明だが、個々の議員に配分している会派もある。この会派は、四半期収支状況報告書について会派の使用分のほかに、個々の議員の分も提出しているが、こういった運用の仕方は明白な条例違反である。

また、議員の中には会派から配分された政務調査費を使用して、国外視察などを行っているが、これは会派として確認した調査研究目的の一環なのか、それとも個人の独自の判断で行ったものなのかどうかも明白にすべきである。仮に会派として確認した研究であるならば、当然、その報告書は会派で出すべきである。

- 5 今回の条例改正に合わせて、使途基準の事務費の項目で、事務所費について新設して、政務調査費の充当を認めるという案を示しているが、これは極めて重大である。

もとより政務調査費は、調査研究に資するために必要な経費の一部として交付するのを原則としており、従って調査研究以外の政党活動や選挙活動、後援会活動などについては使用できないというのが通例である。しかし、仮に会派や議員が事務所を持った場合には、そこでは調査研究以外に、実際、政治活動、選挙活動や後援会活動などの場として利用されると想像するのが一般的である。事務所の使用実態については、外部からはうかがい知ることが出来ないものであるから、透明性を確保するという点では全く困難である。

従って、事務所の位置や運営については、現に、個々の議員がそれぞれの努力で維持しているのであり、これに政務調査費を充当すべきとの区民の要望は全く聞かれないのであるから、事務所費を新設することについては認められない。

- 6 今回の改正では、ガソリン代、タクシークーポン券、プリペードカード、切手・ハガキ等について、使用規定をあらためるとしている。これはいろいろ問題が指摘されている、現在の使用実態を少しでも改善しようという意図からのものと思われる。しかし、区民の感覚からすれば、ガソリン代については、調査研究と個人使用の境界がはたして判別できるのか、また、プリペードカードの一種でもあるSuica(スイカ)は、最近ではコンビニ等で買い物ができるようになって、生活費の一部として使用されるおそれはないのかなど、様々に疑念が生じるのであるから、これらについてはさらに吟味検討される必要がある。

特にプリペードカード類を使用した時は、カードの表と裏面をコピーして提出するとしているが、これを本当に実効ならしめるためには相当の体制が必要である。むしろ、チケットショップなどで換金化が可能なこれらの類を一切禁止した方が、区民は評価すると思われる。

もし、相当の体制をとって活用するのであるなら、各種の品目の購入等に付随する領収書、報告書・ポスター・広報紙等の印刷費、設備機材や機器点検・メンテナンス料等々により添付される領収書の発行元に確認を取るなどの作業に従事した方が、適切有効である。陳情人らは、この間、領収書記載の店舗や会社等に訊ねたり、実際に買い物などしてその真偽の確認に努めてきたが、なかなか大変な作業であり、また途半ばの状態である。議長のもとに、必要な調査体制がとられることは区民として大いに歓迎するところである。

- 7 今回の改正に合わせて、人件費の運用について、家族、親族の雇用及び調査研究に係わらない事務員の雇用については禁止する、と聞いている。これは極めて当然であって、遅きに失した感もなくはない。

陳情人らが、領収書等を見る限りにおいては、単に「アルバイト代」としか記していない領収書が少なくない。また、「封入作業代」、「区政報告配布作業代」、「区政調査に関わる連絡調整等」と但書きした領収書、また、銀行の振込み明細票に「調査研究のための人件費3ヶ月分」と添え書きしたものなど、はたして「会派が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費」として正当であるかどうか疑わしいものがある。

また、会派の中には常勤の事務員を雇用しているところがある。陳情人らは、会派がその必要性において事務員を雇用することは自由であり、またそのことにより議員や議会活動がより有効になるであろうことは理解できる。

しかしながら、事務員が常勤者である場合においては、日常的に、調査研究以外に議会活動、政党活動、選挙活動など、或いは来客の対応など多彩な業務は避けられず、またそれぞれが渾然一体となっているのであるから、常勤者の人件費の全てを政務調査費で充当することは、法の趣旨とは異なると言わざるを得ない。事実、千代田区議会では、使途禁止事項に「日常的な事務員の雇用」をあげている。

従って、今後常勤の事務員を雇用する場合には、調査研究に従事した内容・テーマ及びその期間や勤務時間等を明らかにし、その範囲内においてはじめて政務調査費を充当することが可能になるのである。そのためにも、例えば、長野県議会が採用している「政務調査業務勤務実績表」等を整備することが必要となっている。